アルビレックス新潟サッカースクール 会則

第1章 総則

第1条（名称）
本スクールは「アルビレックス新潟サッカースクール」（以下本スクールといいます。）と称します。

第2条（目的）
1 本スクールは、サッカーを通じてサッカーの普及および技術水準の向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、かつ、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とします。
2 前項の目的は、財団法人日本サッカー協会の理念、ならびに社団法人日本プロサッカーリーグの理念・活動方針および諸規程の精神に則り、解釈されるものとします。

第3条（運営）
1 本スクールは、株式会社アルビレックス新潟（以下「会社」といいます）が管理運営します。
2 本スクールの事務局は、美咲校（新潟市中央区美咲町2丁目1番6号）所在地に置くものとします。

第2章 会員の資格、入会・退会等

第4条（会員の資格）
本スクールの会員は、心身ともにサッカーを行うことに適した者でなければなりません。

第5条（法定代理人の同意）
本スクールの会員になろうとする者は、親権者その他の法定代理人の同意を得なければなりません。

第6条（入会手続き）
1 本スクールの会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本スクールの事務局に提供するものとします。
2 前項の入会申込書の提出に際しては、その他本スクールの指定する書面を添付するものとします。提出後、入会金を指定の口座に振り込み支払うこととします。
3 本スクールの会員となることを希望する者は、本スクールが入会申込書、その他の本スクールの指定する書面を審査し、その入会を承認したときは、入会希望日に会員となるものとします。
4 本スクールは、入会を承認しなかった場合を除き、理由のいかんを問わず、振り込まれた入会金は返還しません。

第7条（休会）
1 会員は、本スクールに対し所定の休会届けを提出することにより、本スクールを休会することができます。
2 休会は、1ヶ月単位とし、連続して3ヶ月までとします。
3 休会の効果は、本スクールに対して休会届けを提出した翌月から生ずるものとします。
4 休会届の提出は休会する月の前月10日までに提出するものとします。（10日が日曜日、祝日、スクール休みの場合は前日までとします）
5 休会をする場合は、病気または怪我及び本スクールが認めた諸事情を除き認めないものとします。
6 休会をする場合は、休会事務手数料とし、月500円（税込）指定口座に振込み支払うものとします。

第8条（退会）
1 会員は、本スクールに対して所定の退会届を提出することにより、本スクールを退会することができます。
2 退会の効果は、本スクールに対して退会届を提出した月の末日をもって生ずるものとします。
3 退会届の提出は退会する月の前月10日までに提出するものとします。（10日が日曜日、祝日、スクール休みの場合は前日までとします。）
4 入会より、（継続手続き終了後4月より、）3ヶ月間は退会を認めないものとします。

第9条（クラス変更）
1 会員は、本スクールに対して所定の変更届を提出することにより、変更を認めるものとします。
2 クラス変更を行う場合は、変更月の前月10日までに行うものとします。（10日が日曜日、祝日、スクール休みの場合は前日までとします。）
3 入会より1ヶ月間は特別な場合を除きクラス変更を認めないものとします。

第10条（諸届変更）
会員は、次号の一にでも該当するときは、所定の変更届を提出する ことにより、変更を認めるものとする。

（右上へ続く）

（左下からの続き）
①バスの変更を行う場合は、変更月の前月10日までに行うものとします。（10日が日曜日、祝日、スクール休みの場合は前日までとします。）
②会員の連絡先が変更になった場合。

第11条（欠席日数の振替）
理由のいかんを問わずスクールを欠席した場合において、スクールクラスの欠席日数分を振替えて他クラスに出席することで充当することができる。ただし、当該年度中かつ、本スクールの運営する全会場、曜日で定員に達していないクラスでのみとする。

第12条（除名等）
本スクールは、会員が次号の一にでも該当するときは、会員資格を一時停止し、または、除名することができるものとします。
①月会費または施設利用料等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。
②本スクールの運営を故意に妨害した場合。
③本会則または本スクールの定める規則に違反した場合。
④本スクールの名誉または信用を傷つけた場合。
⑤第4条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合。
⑥本スクールにおいて、無断欠席が3ヶ月続いた場合。

第13条（会員たる地位の譲渡禁止）
会員は、その会員たる地位を譲渡することはできません。

第3章 指導および会費の支払い等

第14条（クラス編成）
会員は、本スクールの指定するクラスに所属するものとします。5名以上に満たないクラスは、スクールを行わない場合もあります。

第15条（指導）
会員はその所属するクラスの指導日・指導時間に限り、そのクラスの指導者から指導を受けることが出来ます。ただし、本スクールが認めた場合は、その所属するクラス以外のクラスの指導を受けることができます。

第16条（月会費・施設利用料の納入）
1 会員は、本スクールに対し、本スクールの定める月会費および施設利用料を、本スクールの指定する日までに、指定口座に振り込み支払うこととします。
2 年会費の支払いは年度途中であっても同額を支払うこととします。ただし施設使用料については、10月以降に入会の会員は、この半額を支払うこととします。

第17条（試合・合宿）
1 会員は、病気やその他やむを得ない場合を除き、本スクールの指定するイベントまたは合宿に参加するものとします。
2 本スクールは、前項のイベントまたは合宿に参加する会員に対し、本スクールの定める参加費用の納入を求める場合があります。

第18条（観戦）
1 会員は、病気その他やむをえない場合を除き、本スクールの指定する試合を観戦するものとします。
2 本スクールは、前項の試合観戦に参加する会員に対し、本スクールの定める参加費用の納入を求める場合があります。

第4章 その他

第19条（スクールの廃止）
1 本スクールは6ヶ月前に予告することにより、本スクールを廃止することができます。
2 本スクールが施設を借用し運営する会場については、施設の事情により急遽閉校する場合もあります。

第20条（スクール廃止の効果）
1 本スクールが本スクールを廃止したときは、会員は、その会員たる地位を失うものとします。
2 前項の場合、納入済の施設利用料は、月割り計算により精算し、会員に対し無利息にて返還するものとし、納入済の入会金は、入会して1年以内の会員に限り、月割り計算により精算し、会員に対し無利息にて返還するものとします。
3 会員は、本スクールを廃止した場合といえども、本スクールに対し、前項の返還を除き、補償その他の請求、異議申立てをすることができないものとします。

附 則 本会則は、平成11年5月10日から効力を生ずるものとします。
改 正 本会則は、平成16年4月 1日から効力を生ずるものとします。
改 正 本会則は、平成21年4月 1日から効力を生ずるものとします。
改 正 本会則は、平成22年4月 1日から効力を生ずるものとします。